

九州地域バイオマス関係機関連絡会議設置要領

1. 趣旨

「バイオマス活用推進基本法」（平成21年法律第52号）に基づく「バイオマス活用推進基本計画」（令和4年9月6日閣議決定）の趣旨を踏まえ、バイオマスの利活用の促進に係る関係府省及び管内各県の一層の連携と機動的な対応を図るため、九州地域における各省の地方出先機関及び県等との間での連絡調整を円滑に行うこと等を目的として、以下により構成される「九州地域バイオマス関係機関連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2. 構成

- （1）連絡会議の構成は別紙1のとおりとする。
- （2）構成員は必要に応じ追加等することができるものとする。

3. ワーキンググループ

連絡会議の下に、関係省の担当者等で構成員とするワーキンググループを置くことができる。

4. 活動内容

- （1）各省等における施策内容や先進事例等の情報交換
- （2）イベント等による普及啓発
- （3）調査の共同実施
- （4）その他

5. 運営

- （1）連絡会議の事務局は、九州農政局において行う。
- （2）この要領に定めるほか、会議の運営に必要な事項は連絡会議において定める。

- 附則 1 この設置要領は、平成 15 年 12 月 16 日から適用する。
- 附則 2 この設置要領は、平成 16 年 6 月 15 日から適用する。（構成機関に係る改訂）
- 附則 3 この設置要領は、平成 16 年 6 月 23 日から適用する。（構成機関に係る改訂）
- 附則 4 この設置要領は、平成 18 年 7 月 6 日から適用する。（構成機関に係る改訂）
- 附則 5 この設置要領は、平成 19 年 7 月 2 日から適用する。（構成機関に係る改訂）
- 附則 6 この設置要領は、平成 20 年 7 月 11 日から適用する。（構成機関に係る改訂）
- 附則 7 この設置要領は、平成 21 年 6 月 25 日から適用する。（構成機関に係る改訂）
- 附則 8 この設置要領は、平成 24 年 3 月 9 日から適用する。（趣旨及び構成機関に係る改訂）
- 附則 9 この設置要領は、平成 24 年 10 月 12 日から適用する。（構成機関に係る改訂）
- 附則 10 この設置要領は、平成 25 年 10 月 17 日から適用する。（構成機関に係る改訂）
- 附則 11 この設置要領は、平成 26 年 6 月 26 日から適用する。（構成機関に係る改訂）
- 附則 12 この設置要領は、平成 27 年 11 月 24 日から適用する。（構成機関に係る改訂）
- 附則 13 この設置要領は、平成 29 年 9 月 19 日から適用する。（趣旨及び構成機関に係る改訂）
- 附則 14 この設置要領は、平成 30 年 9 月 27 日から適用する。（構成機関に係る改訂）
- 附則 15 この設置要領は、令和元年 11 月 7 日から適用する。（構成機関に係る改訂）
- 附則 16 この設置要領は、令和 3 年 10 月 26 日から適用する。（運営及び構成機関に係る改訂）
- 附則 17 この設置要領は、令和 4 年 10 月 28 日から適用する。（趣旨及び構成機関に係る改訂）
- 附則 18 この設置要領は、令和 5 年 11 月 2 日から適用する。（構成機関に係る改訂）
- 附則 19 この設置要領は、令和 6 年 11 月 1 日から適用する。（構成機関に係る改訂）

別紙

九州地域バイオマス関係機関連絡会議の構成

機 関 名	役 職 名
九州経済産業局	資源エネルギー環境部長
九州地方整備局	企画部長
九州運輸局	交通政策部長
九州地方環境事務所	次長 兼 統括環境保全企画官
九州農政局	持続的食料システム戦略推進官
九州森林管理局	森林整備部長
九州漁業調整事務所	次長
福岡県	農林水産部 林業振興課長
佐賀県	農林水産部 農山村課長
長崎県	農林部 農政課長
熊本県	環境生活部 環境局 循環社会推進課長
大分県	農林水産部農林水産企画課長
宮崎県	農政水産部 農政企画課 新農業戦略室長
鹿児島県	農政部 経営技術課長
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 九州沖縄農業研究センター	研究領域長

<オブザーバー>

国立研究開発法人 産業技術総合研究所九州センター	所長補佐
福岡国税局	筆頭酒類業調整官
熊本国税局	筆頭酒類業調整官
独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 福岡センター	所長
九州バイオマスフォーラム	事務局長
一般社団法人日本有機資源協会	理事・事務局長
九州環境エネルギー産業推進機構	事務局長